

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援・制度一覧（ぼると版）

更新日：令和2年9月10日（木）

ぼるとでできること（相談窓口）

●住居確保給付金の相談受付

離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、一定期間の家賃相当額（上限あり）を支給する制度の利用相談を受け付けます。

対象者	離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方（自営業、フリーランスの方も相談可能）
支給期間	原則3ヵ月（一定の条件により3ヵ月間の延長及び再延長が可能）
支給額	世帯人数により上限あり。収入に応じて調整された額を支給
支給方法	大家等へ代理納付
主な支給要件 ※詳細はお問合せ ください。	・離職等の前に、主たる生計維持者であった ・申請者および同一世帯に属する者の収入の合計額（収入に変動のある場合は申請日を含む直近3ヵ月分の平均月額）や、金融資産の額が要件に定める基準額以下である。

●生活福祉資金（緊急小口資金特例貸付・総合支援資金）の利用相談

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しております。ぼるとでは、現在のお困りごとを総合的に伺った上で、北広島市社会福祉協議会の貸付相談におつなぎします。※令和2年9月30日で申請受付終了となります。

	緊急小口資金 (一時的な資金が必要な方【主に休業された方】)	総合支援資金 (生活の立て直しが必要な方【主に失業された方】)
対象者	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	・原則10万円以内 ・休業、個人事業主等の特例要件に該当する場合は20万円以内	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※貸付期間：原則3ヵ月以内
据置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子・保証人	無利子・不要	無利子・不要

そのほか、ぽるとでは相談者様の状況に合わせ、適切な制度や支援へおつながします。
 まずは現在のお困りごとについてご相談ください。

相談内容	管轄機関	給付金・貸付金等の名称
失業・休業に関して(個人)	ハローワーク	失業給付（雇用保険）
		失業給付の傷病手当金（雇用保険）
税金・公共料金等のお支払いに関して	市役所等の窓口	健康保険の傷病手当金（被用者保険）
		社会保険料等の納付猶予
		国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収猶予
		国民年金保険料の減額・免除
		年金生活者支援給付金
事業に関して	ハローワーク 商工会議所など	雇用調整助成金(特例措置)
		小学校休業等対象助成金
		持続化給付金 ※令和3年1月15日まで (すでに1回目に申請・受給している方はご利用できません)
		家賃支援給付金 ※令和2年7月14日～令和3年1月15日まで